

受理年月日	令和3年7月21日	所管委員会	福祉都市委員会
番号	3年 陳情 第16号		
件名	元福祉事務所ケースワーカーへの指導、是正について		
陳情者	[Redacted]		
分割送付	なし		
要旨	<p>元[Redacted]福祉事務所[Redacted]課ケースワーカーが出庁後、すぐ私に電話をするよう、ほかのケースワーカーに伝言していたにもかかわらず、すぐ電話をしなかった。元ケースワーカーは後日私に謝罪を行ったと主張するが、私は認識がなく平行線であった。客観的証拠を提出するよう再三再四要望したにもかかわらず、提示を行わなかった。また、改めての謝罪は行わなかった。以上のことから、公務員の資質に欠ける。</p> <p>よって、以下の事項について陳情する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 元[Redacted]福祉事務所[Redacted]課ケースワーカーを指導、是正の上、職務を誠実、中立に遂行すること。</li></ol>		

令和3年7月21日

福岡市議会議長

伊藤嘉人様

陳情者

住所

[Redacted address information]

[Redacted address information]



## 陳情趣旨

(元) [ ] 課 CW [ ] の職務に関し、  
陳情を行うものである

## 陳情事項

[ ] が出庁後、すぐ電話を私にするよう他の  
CWに伝言していたにも拘らず、直ぐに電話をしな  
かった

[ ] は、後日私に謝罪を行ったと主張するが、  
私は認識が無いと平行線であった

私が客観的証拠を提示するよう再三再四の  
要望にも拘らず提示を行わなかったし、改めての  
謝罪は行われなかった

以上のことから公務員の資質に欠ける

## 要望事項

[ ] に指導是正の上、職務を誠実・中立に  
遂行することを要望するものである